

重要

※かならず一度読んでください。

ASHINAGA あしなが育英会

奨学金返還のてびき



返還完了まで大切に保管し、必要に応じて利用してください
奨学金は貸与されたものです
最後まできちんと責任を持って返還しましょう

2020年10月1日

←奨学金内訳伝票の
貼付欄



も く じ

0. 奨学金は貸与と給付	1
1. 返還は確実に	1
2. 交付終了から返還完了まで	2
3. 返還の方法と返還計画	3
4. 返還中に行う手続き	4
5. 返還計画や口座の変更	5
6. 返還の先延ばしについて	5
7. 返還に関するQ&A	6
届 1. 住所変更届	7
届 2. 連帯保証人変更届	8
届 3. 改姓・本籍地変更届	9
届 4. 返還猶予願	10

0. 奨学金には貸与と給付の2種類があります

あしなが育英会では、2018年4月から奨学金制度が変更となりました。2018年4月以降奨学金を利用した方は、「貸与」(返還する必要があるもの)と「給付」(返還する必要がないもの)の両方が送金(交付)されています。

あなたに交付された奨学金のうち、いくらが「貸与」でいくらが「給付」であるかは、「奨学金借用証書・口座振替依頼書」の下部に添付されている「奨学金内訳伝票」で確認ができます。これから返還を行う金額をご自身でしっかりと把握しましょう。



1. 返還は確実に行ってください

あしなが育英会の奨学資金は、「あしながさん」をはじめとする社会の多くの人々の温かい善意(募金・寄付など)によって成り立っています。国や県・市町村の税金でまかなわれているものではありません。

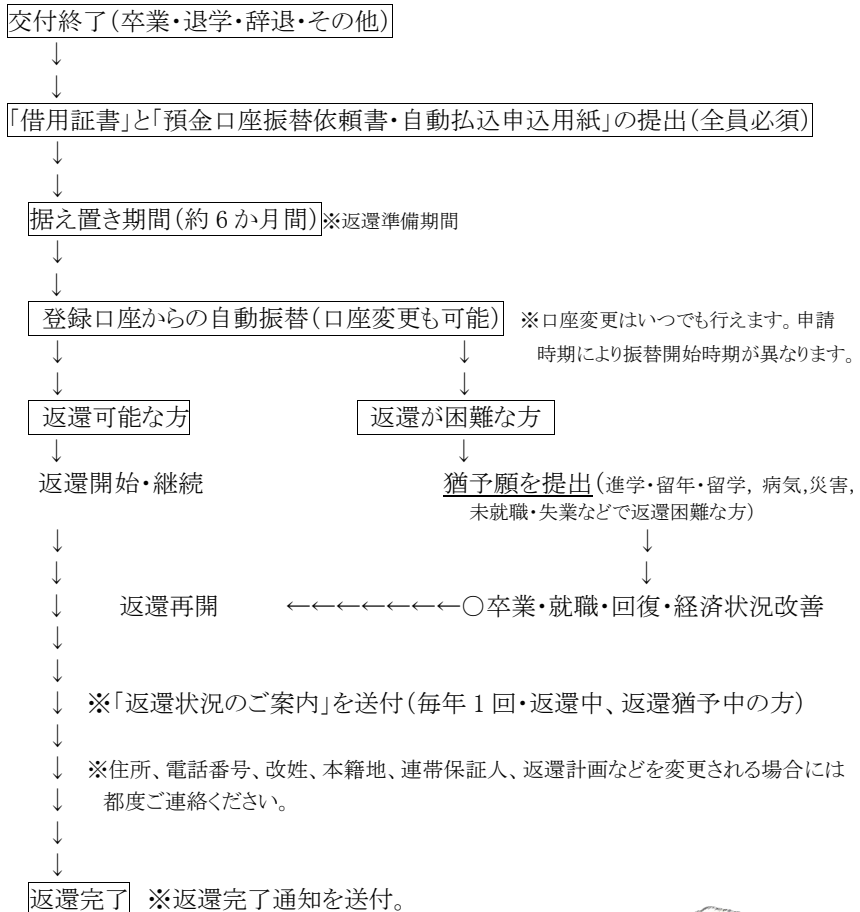
あなたから返還された返還金は、再び奨学金として後輩たちに交付されます。返還や返還に関わる手続きが確実に行われないと、奨学金で進学を夢見ている後輩たちが進学を諦めなければならない事態にもなりかねません。後輩たちはあなたの奨学金の返還を待っています。

日ごろから、本人、連帯保証人と連絡を取り合い、返還状況などを確認し合ってください。返還は確実に行き後輩を励ますとともに、社会(あしながさんなど)の信頼と期待に応えましょう。

返還が困難になった場合には、本会まで必ず連絡をしてください。



2. 交付終了から返還完了まで



GOAL!



3. 返還の方法と返還計画

返還のために設けられた期間は、据置期間と返還猶予期間を除いて、“**最大で20年間**”です。その間で返還を完了するように心がけてください。

※返還の猶予(先延ばし)を希望する場合の手続きは5ページをご覧ください。



■■ 返還の方法 ■■

登録口座からの自動振替を行います。指定振替日の前営業日まで、割賦額と金融機関手数料を口座に用意しておいてください。

指定振替日：○月賦の返還は、毎月1日

○半年賦の返還は、毎年1月1日と7月1日

○年賦の返還は、毎年1月1日

1日が金融機関休業日に当たる場合は翌営業日となります。

※金融機関手数料：ゆうちょ銀行1回50円＋消費税、
その他銀行1回90円＋消費税

※1回分の振替ができなかった場合、翌月に再度振替(月賦の方は2ヶ月分合算)を行います。指定振替日に、口座にお金の準備ができなかった場合は、必ず本会まで連絡してください。

※払込用紙による返還も可能です。ただし、手数料が上記とは異なります。(4P参照)

■■ 返還計画 ■■ 最長20年で返還

1. 年賦(年に1回)……………1回～最大20回まで
2. 半年賦(半年に1回)……………2回～最大40回まで
3. 月賦(毎月1回)……………3回～最大240回まで
4. 一括返還(全額)……………貸与終了月から10か月以内に全額返還できる方
または、割賦返還中に残額の一括返還を希望する場合



☆主な貸与金額別、1回あたりの返還基準額

(=割賦最低額。返還基準額以上は上限なし。割賦額に加えて、金融機関の振替手数料が必要)

	貸与金額 (一覧)	900,000円	1,080,000円	1,920,000円	2,400,000円	400,000円以下 ※割賦額は一律
返 還 基 準	年賦 (20回)	45,000円	54,000円	96,000円	120,000円	一律 20,000円
	半年賦 (40回)	22,500円	27,000円	48,000円	60,000円	一律 10,000円
額	月賦 (240回)	4,000円 (端数繰上 225回)	4,500円	8,000円	10,000円	一律 2,000円

※領収書は発行いたしません。通帳記録および払込金受領書の保管をもって、返還の証明とします。

■ ■ 手数料一覧 ■ ■ (2019/10/1～) ※消費税が10%の期間

口座振替	ゆうちょ銀行		55 円
	その他の金融機関・銀行		99 円
払込用紙	コンビニエンスストア	～9,999 円	66 円
		10,000 円～49,999 円	110 円
		50,000 円～	330 円
	ゆうちょ銀行(ATM)	～49,999 円	152 円
		50,000 円～	366 円

4. 返還中に行う手続き



返還完了まで登録情報を変更する場合には、届け出が必要です。ご連絡の際は、奨学生番号、お名前、お電話番号、生年月日等を確認させていただきます。メールを利用される方は、「ashinaga.org」ドメインからのメールが受信できるようにしておいてください。

■ ■ 電話、メールで連絡可能なもの ■ ■

- 住所の変更(本人と連帯保証人)
- 携帯電話および固定電話の番号変更(本人と連帯保証人)
- 郵便物の通知先の変更
- 返還計画・返還方法の変更



※お届けする重要書類や情報等があるため、返還完了までは住所変更の手続きを忘れずをお願いします。住所がわからなくなった場合は、市区町村等に照会し、調査することがあります。

■ ■ 届け出書類の郵送が必要なもの ■ ■

- 連帯保証人の変更
8 ページの連帯保証人変更届を記入のうえ、郵送してください。
新しく連帯保証人になる方が記入する必要があります。
- 改姓・本籍地の変更
9 ページの改姓・本籍地変更届を記入の上、郵送してください。
本籍地と筆頭者が記載されている改姓後の住民票を添付してください。
- 返還猶予の手続き
10 ページの返還猶予願を記入の上、郵送してください。
滞納の有無、希望期間や条件により、証明書類添付を求める場合があります。
- 自動振替口座の変更
電話、メール等でお知らせください。後日手続きの用紙を送ります。

送り先 問合せ

一般財団法人あしなが育英会 返還課

郵送…〒102-8639 東京都千代田区平河町2-7-5 砂防会館 4階

返還課ダイヤル…03-3221-1255 TEL…03-3221-0888

FAX…03-3221-7676

返還課フーダイヤル…0120-98-0070

メール…henkan@ashinaga.org

5. 返還計画や口座の変更



登録した金融機関の口座や、1回あたりの返還金額など、いつでも変更ができます。ご相談ください。

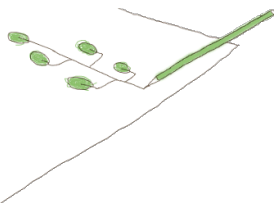
■■金融機関の口座変更■■

所定の申込書が必要です。返還課までご連絡ください。申込書が提出されて、新しい口座で自動振替が開始されるまでの手続きに、2-3ヶ月かかります。

新しい口座の振替開始までは、登録の口座から振り替えるか、払込票での返還をお願いします。

■■返還計画の変更■■

返還計画(割賦の種類や、1回当たりの額)の変更は、希望する月の前月10日までにお申し出ください。ただし返還の状況によっては、希望の計画をすぐにお受けできない場合があります。詳しくは返還課までお問い合わせください。



■■繰り上げ返還■■

いつでも返還残額の繰り上げ返還が可能です。詳しくは返還課までお問い合わせください。

6. 返還の先延ばしについて(返還猶予)

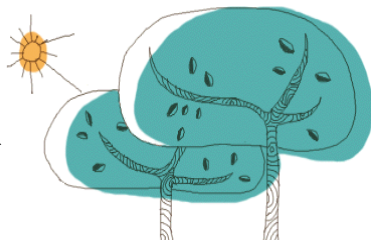
返還猶予とは、なんらかの理由により奨学金の返還ができない期間、返還を一時中断し、返還完了時期を延長する手続きです。10ページの返還猶予願を記入して提出してください。

一度の願い出より受けられる猶予期間は最長1年間です。猶予を延長しその期間が3年目に入る場合は、返還が難しいことを証明する書類(課税証明書や治療・投薬の証明となる書類など)の添付が必要です。

=== 猶予を希望する理由 =====

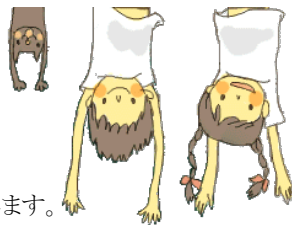
「在学中」「病気療養中」「求職・失業中」
「生活困窮」「出産・育児」「進学準備」など。

各学校に在学している期間中(複数年)の猶予を希望される方は、在学証明書や有効期限内の学生証両面のコピーを必ず提出してください。



7. 返還に関するQ&A

よくある質問と回答をまとめました。



Q-滞納してしまいました。どうしたらいいのでしょうか？

A-まずは返還課までご連絡ください。

詳しい返還方法や滞納解消のための手続きをご案内します。

返還が難しい場合は、手続きにより返還をお待ちできます。

滞納状態にならないよう、無理のない計画で、継続的に返還してください。

※滞納が長期化もしくは高額化した場合、法的措置を行う場合もあります。

Q-高校と大学で、奨学生番号が異なるのですか？

A-はい、異なります。本会の奨学金は、高校奨学金、大学・短期大学奨学金、専門学校・各種学校奨学金、大学院奨学金の4つの制度があります。それぞれ、採用の条件や過程などが異なっており、奨学生番号も違うものが付されています。

2種類以上(例:高校奨学金と大学奨学金)の奨学金を利用した場合、返還も種類ごとに入金が必要です。手数料も制度ごとに必要です。預金通帳にも別々に記載されます。

Q-振替不能の払込用紙が届きました。これはいつの分でしょうか？

A-届いた月とその前月の2か月分です。月賦で返還されている方に送付されます。半年賦と年賦の方の場合は、振替指定日の翌月に再振替を行い、それでも振替できなかった場合、「滞納通知」が送付されます。

Q-病気療養中で、複数年の猶予を希望したいのですが…

A-返還状況によりますが、証明書類をご提出いただくことで可能です。病気療養以外で複数年の猶予を受けられる場合もあります。まずは返還課までご相談ください。

Q-事情があって自己破産をすることになりました。どうしたらいいのでしょうか？

A-返還課までご連絡ください。代理人弁護士からの通知も代用できます。

Q-免除制度はないのですか？

A-奨学生本人が死亡、または身体などの障害による重度の後遺障害で働けない場合には、返還金の全部、または一部が免除されることがあります。返還課までご相談ください。



届出書 1.住所変更届

【住所変更】

年 月 日

一般財団法人あしなが育英会 御中

住所変更届

下記の住所に転居しましたので、届け出ます。

(※奨学生番号、奨学生氏名、連帯保証人氏名は必ずご記入ください。)

奨学生番号 _____

奨学生番号 _____

奨学生氏名 _____

連帯保証人氏名 _____

1. 転居先住所について

どなたが転居されましたか？ 該当に○で囲んでください。

_____ 奨学生本人 / 連帯保証人 / 両方 _____

転居先の郵便番号 (〒 _____)

新住所 _____

電話番号 (_____) (自宅固定)

携帯電話 (_____) (奨学生本人)

携帯電話 (_____) (連帯保証人)

2. 返還情報の通知先について

今後の通知先 _____ 奨学生本人 / 連帯保証人 (いずれかひとつを選択)

(奨学生、連帯保証人それぞれが別々の住所へ転居した場合は、用紙をコピーして届け出てください。)

届出書2.連帯保証人変更届

【連帯保証人変更】

年 月 日

一般財団法人あしなが育英会 御中

奨学生番号 _____ 奨学生氏名 _____

奨学生番号 _____ (〒 _____)

住 所 _____

電 話 番 号 _____ (_____)

携帯電話番号 _____ (_____)

連帯保証人変更届

下記のとおり変更しましたので、届け出ます。

1. 新連帯保証人

氏 名 _____ 印 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 本人との続柄 _____

(〒 _____)

住 所 _____

本 籍 _____

筆頭者 _____

電話番号 _____ (_____) 携帯電話番号 _____ (_____)

勤務先名 _____ 勤務先電話番号 _____ (_____)

2. 旧連帯保証人

氏 名 _____

変更の理由 _____

この原本をコピーして使用してください

届出書 3.改姓・本籍地変更届

【改姓・本籍地変更】

年 月 日

一般財団法人あしなが育英会 御中

奨学生番号 ー _____ 奨学生氏名 _____

奨学生番号 ー _____ (〒 ー) _____

電話番号 () _____

携帯電話 () _____

連帯保証人氏名 _____

(〒 ー) _____

住 所 _____

電話番号 () _____

携帯電話 () _____

改姓（名）届・本籍地変更届

下記のとおり変更しましたので、届け出ます。

1. 変更した方について

どなたの何を変更されましたか？ 該当に○で囲んでください。

本人 / 連帯保証人 の 改姓 / 本籍地変更

新 姓（名） _____ 印 フリガナ _____

新本籍 _____

(〒 ー) _____

新住所 _____

電話番号 () _____ 携帯電話番号 () _____

旧姓（名） _____ 変更年月日 年 月 日

理由 _____

※本籍・筆頭者記載の住民票もしくは戸籍謄本、いずれか取得が容易な方を1通添付してください

※金融機関の自動引き落としにより返還されている方で、口座名義も変更した場合、本会まで
お電話・メールにてご連絡ください

届出書 4.返還猶予願

一般財団法人あしなが育英会 御中

年 月 日

奨学生番号 ー

奨学生氏名 _____ 印

奨学生番号 ー

(〒 ー)

※3つ以上の奨学金について返還猶予を
願い出る場合は、下記余白に奨学生番号
をすべて明記ください。

住 所 _____

電話番号 () _____

携帯電話 () _____

連帯保証人氏名 _____ 印

(〒 ー)

住 所 _____

電話番号 () _____

携帯電話 () _____

返還猶予願

下記理由により、返還の猶予を願い出ます。

あしなが育英会から返還猶予に必要な書類の提出を追加で求められた場合、
速やかに提出いたします。

1. 猶予を願い出る理由

以下の猶予を希望する項目を○で囲み、事情を簡単に記入してください。

- ①在学中 ②入学準備 ③生活困窮 ④病気・ケガ ⑤その他

.....

.....

.....

2. 猶予を希望する期間 _____ 年 月～ _____ 年 月

一度の願い出により手続き可能な猶予期間は最長 12 か月です。

(①在学中が理由の方は、学生証両面のコピーを添付してください。)